令和6年度公益財団法人矯正協会事業計画書

第1 基本方針

矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、 もって犯罪及び非行の防止に寄与し、ひいては我が国の安全安心な社会の実現に 貢献する。

第2 事業内容

1 矯正活動に関する調査研究・資料収集及び普及啓発(公益目的事業 1) 国内外の矯正活動に関する調査研究、資料収集及び普及啓発を推進するため、 次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正図書館

犯罪及び非行に関する専門図書館として、矯正を中心とした刑事政策等に関する図書及び諸資料の収集、整理、保管管理を行う。これらの資料の公開に当たっては、利用者のニーズに沿った情報提供となるよう努める。特に、来館できない利用者のサービスを充実させる観点から、検索システム及び電子図書館等のインターネットを活用した遠隔サービスを向上させる。

また、資料を将来にわたりより良い状態で保存するため、デジタル化や修復などの作業を計画的に進める。

(2) 国際交流

ア 中国監獄工作協会との相互交流

新型コロナウイルス感染症の影響を受け中国監獄工作協会との交流が4年 続けて延期となったが、本年度においては、同協会代表団の訪日を予定し準 備を行う。

イ 韓国矯正学会との相互交流

機関誌の相互交換を行ってきた韓国矯正学会と人的な相互交流を図り、これらを通して得られた学術的知見や資料等の情報を会員等に提供する。

ウ 外国の同種団体との機関誌等の相互交換に加え、国際矯正・刑務所協会、 ストックホルム犯罪学賞事務局、アジア太平洋矯正局長等会議への支援及び これらの団体等からの資料収集等を行う。

(3) 出版活動

再犯再非行の防止に向けた諸施策等、最近における刑事司法の動向等を踏まえつつ、刑事政策や矯正活動、特に処遇技術向上に資する関連著作、論文等、 矯正に関する学術振興等につながる図書を刊行する。

(4) 広報活動

ア 全国矯正展等を法務省と共催するとともに、当協会の各種ホームページの 運用等を通し、矯正に関する広報活動の充実に努める。

イ 矯正施設における各種記念行事等の後援等を通し、矯正広報の活動を支援

する。

(5) 研究活動

令和5年度から着手している「受刑者の犯罪からの離脱プロセスにおいて刑務作業が及ぼす影響に関する研究」、「北海道開発名誉作業班における地域社会との関わりについての研究」、「少年鑑別所における法務教官の支援技法に関する研究」等の成果を取りまとめるとともに、外部専門家による寄稿論文等を盛り込み、紀要「矯正研究」(第7号)を刊行する。

また、犯罪被害者等の心情等聴取・伝達制度が開始されるとともに、拘禁刑の導入等を見据えた矯正処遇の一層の充実、改正少年法施行による少年矯正の新たな取組が進められている中、令和6年度においては、それらの進展に資する研究活動に重点的に取り組む。

2 矯正活動に対する支援助成(公益目的事業2)

矯正活動に対する支援助成を通じて矯正行政の運営に協力するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正活動に対する支援

ア 矯正施設の被収容者に対する支援

被収容者に対する矯正教育用物品購入の援助、運動会・競技会・慰問等各種行事の実施に要する費用の援助、受刑者能力・学力測定検査技術及び同用紙の提供、被収容者居室用カレンダーの提供等を行う。

イ 矯正施設に対する支援

矯正活動の功績者に対する表彰、保安無事故表彰、作業表彰等各種表彰の ための援助、周年等記念誌、所内誌、施設のしおり等の発行のための援助、 矯正施設所在地域との良好な関係を維持発展させるための援助等を行う。

ウ 矯正職員に対する支援

(ア)「刑政」誌を月刊約25,000部発行する。刑事政策・矯正行政の動向 や矯正職員のニーズ等を十分踏まえた編集内容とするため、編集顧問会議 及び編集会議を開催するとともに、モニターを委嘱する。さらに、「刑政」 誌に関する意見等を受け付ける専用のアドレスを設定する。

また、歴史的資料としての観点をも踏まえつつ、拘禁刑の導入に向けた多岐にわたる関係記事等を掲載する。

(イ) その他次の支援を行う。

- a 矯正職員の執務能力向上を目指した実務参考書や研修教材等の出版・ 提供
- b 初等科・基礎科研修開始時における研修教材の贈呈
- c 矯正職員の海外研修・海外留学等のための援助
- d 武道奨励及び日韓武道・セミナー交流のための援助
- e 矯正職員の各種競技大会開催のための援助
- f 矯正協会未来フォーラム (旧刑事政策意見交換会) の開催

g 認知行動療法講習会、動機付け面接ワークショップ及び箱庭療法研修 会の開催

エ 刑務所作業提供事業の実施

国が策定する令和6年度作業計画書に計上された事業部作業の実施に必要な作業量を確保するために必要な原材料を提供するとともに、刑務所作業製品の販売及び国に対する国庫納入金の支払いなど、刑務作業の安定的運営に協力する。

国の令和6年度作業計画は、事業部作業を安定的に運営していくため、事業規模を示す指針の一つである事業部売上高の低下に歯止めを掛けていく上での相応の事業規模を維持するために必要な計画額及び事業部作業就業人員の確保に配意した内容とされており、また、矯正展等の計画策定に当たっては、年度当初から積極的かつ効率的な開催計画に配意することとなっていることから、同計画に沿った刑務作業運営への支援を行う。

(2) 矯正関連団体等に対する助成

ア 助成(応募型)

公募に応じて申請のあった犯罪被害者支援団体への資金助成を行う。

イ 助成(その他)

矯正に関わる各種学会や団体等に対する資金助成を行う。

3 会員福祉

本会の会員の福祉のため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 本会の会員である矯正職員等に対する事業
 - ア 永年勤続職員の表彰(10年、20年、30年)
 - イ 退職慰労金、負傷及び罹病見舞金、罹災見舞金、弔慰金の贈呈
 - ウ 会員及びその親族の難病罹病者見舞金の贈呈
 - エ 「安原基金」による国外調査研究経費の助成
 - オ 「前田基金」による資格取得・教養向上資金の貸与
 - カー会員手帳等の贈呈
 - キ 結婚祝い品の贈呈
 - ク 新規入会者への入会祝品の贈呈
 - ケ 高等科、中等科・応用科、中級管理科研修員への図書カードの贈呈
- (2) 会員である退職者に対する事業
 - ア 叙勲受章者への記念品贈呈
 - イ 長期会員への記念品の贈呈
 - ウ 会員手帳等の贈呈
- 4 保険料集金事務受託事業(収益事業)

現職矯正職員及び矯正職員退職者を対象とした損害保険会社の団体扱い自動車保険等の集金事務を実施する。